経営者保証を不要とする取扱い

保証料の上乗せなし

金融機関連携型

く対象と

経営者保証を不要とし、保全がないプロパー融資があり、かつ 一定の財務要件を満たす方

詳細は1ページへ

財務型

<対象>

一定の財務要件を満たす方 (「財務要件型無保証人保証」 の利用が必要)

詳細は8ページへ

担保充足型

く対象と

不動産の担保提供があり、保全が図られている方

詳細は1ページへ



まずは上記3類型を検討し、 該当しない場合は、 以下をご検討ください。

保証料の上乗せあり

事業者選択型経営者保証非提供制度

一定の要件(債務超過でない等)を満たす場合、保証料を上乗せすることで、保証人を不要とする制度 (他の制度との併用が可能)

詳細は2ページへ

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度

一定の要件(←と同じ)を満たす場合、経営者保証を 不要とするための上乗せ保証料の一部を国が補助す る制度

詳細は3ページへ

その他(目的やライフステージに応じた個別の保証制度)

スタートアップ創出促進保証制度

経営者保証を付さずに創業期に必要な資金の調達が可能

※保証料上乗せあり

詳細は4ページへ

流動資産担保融資保証

売掛金や在庫を担保とすることで、経営者保証 を付さずに資金調達が可能

詳細は5ページへ

財務要件型無保証人・当座貸越根保証

「財務型」の要件を満たす場合、経営者保証を 付さずに当座貸越根保証の利用が可能

詳細は9ページへ

事業承継特別保証制度

経営者保証を付さずに事業承継に必要な資金の 調達が可能

詳細は11ページへ

経営承継準備関連保証

経済産業大臣の認定を受け、一定の財務要件を満たす場合、経営者保証を付さずに他の中小企業の事業 を承継するための資金の調達が可能

詳細は13ページへ

プロパー融資借換特別保証制度

経営者保証を提供しているプロパー融資を経営 者保証を不要とする保証付き融資で借換えが可能

詳細は3ページへ

特定社債保証

適債基準を満たす場合、経営者保証を付さずに 社債での資金調達が可能

詳細は7ページへ

リードα(経営者保証不要プラン)

一定の財務要件等を満たす場合、経営者保証を 付さずに大口の資金調達が可能

詳細は10ページへ

経営承継借換関連保証

経済産業大臣の認定を受け、一定の財務要件を満た す場合、事業承継時に経営者保証を提供している借 入を経営者保証を不要とする融資で借換えが可能

詳細は12ページへ

経営力向上関連保証 地域経済牽引事業関連保証

(事業承継時)

主務大臣から認定を受けた経営力向上計画又は地域 経済牽引事業計画に基づく事業承継等に必要な資金 について、経営者保証を付さずに調達が可能

詳細は15ページ以降へ

経営者保証を不要とする保証の取扱い

当協会では、思い切った設備投資や早期の事業再生、円滑な事業承継を図るため、経営者保証を不要とする保証を推進しています。

●金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い【金融機関連携型】

①資格要件

申込金融機関において、次の「要件1」または「要件2」のいずれかに該当し、「要件3」を満たす場合

| | 項目 |
|-----|--|
| 要件1 | 経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高がある。 |
| 要件2 | 保証付融資と同時に、経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資を実行する。 |
| | 次の項目に全て該当する。 |
| 要件3 | ・直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない。 |
| | ・直近の決算期において債務超過でない。 |

②対象制度

全ての保証制度が対象となります。

●一定の財務要件を備えた経営者保証不要の保証制度 【財務型】

①資格要件

申込直前期の決算において、下表の基準 $(a)\sim(c)$ のいずれかに該当している場合ただし、2および3については、それぞれの項目に対し、いずれか1項目を充足する必要があります。

| | 項目 | 基準(a) | 基準(b) | 基準(c) |
|---|-------------------|----------------|------------|--------|
| 1 | 純資産額 | 5,000万円以上3億円未満 | 3億円以上5億円未満 | 5億円以上 |
| 2 | 自己資本比率 | 20%以上 | 20%以上 | 15%以上 |
| ~ | 純資産倍率 | 2.0倍以上 | 1.5倍以上 | 1.5倍以上 |
| 2 | 使用総資本事業利益率 | 10%以上 | 10%以上 | 5%以上 |
| 3 | インタレスト・カバレッジ・レーシオ | 2.0倍以上 | 1.5倍以上 | 1.0倍以上 |

- (注)1.自己資本比率(%)=純資産額÷(純資産額+負債の額)×100
 - 2.純資産倍率=純資産額÷資本金
 - 3.使用総資本事業利益率(%)=(営業利益+受取利息·受取配当金)÷資産の額×100
 - 4.インタレスト・カバレッジ・レーシオ=(営業利益+受取利息・受取配当金)÷(支払利息+割引料)

②対象制度

「財務要件型無保証人保証」(P8)

●十分な保全により経営者保証を不要とする取扱い【担保充足型】

①資格要件

申込人または代表者等が所有する不動産の担保提供があり、保証金額の100%以上の保全が図れている場合

②対象制度

無担保要件の保証制度を除き、対象となります。

●金融機関の支援姿勢等を踏まえた経営者保証を不要とする取扱い

①資格要件

金融機関の支援姿勢等を踏まえて、経営者保証を不要とすることが適切かつ合理的であると協会が認めた場合

②対象制度

スタートアップ創出促進保証制度(P4)、ひょうご発展支援保証「リードα」(経営者保証不要プランを利用する場合)(P10)、「財務要件型無保証人・当座貸越根保証」(P9)、「事業承継特別保証制度」(P11)、「経営承継借換関連保証」(P12)等が対象となります。

経営者保証を不要とする新たな制度

▶事業者選択型経営者保証非提供制度

次の(1)~(5)をすべて満たす法人(※1)

- (1)保証申込目(以下、「申込目」という)以前2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出してい ること
- (2)申込日の直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報 酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと
- (3)次のいずれかを満たすこと
 - ①申込日の直前決算において債務超過でないこと(※2)
 - ②申込日の直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと(※3)
- (4)次の①および②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
 - ①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること
 - ②申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念 上相当と認められる額を超えないこと
- (5) 保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないことを希望していること
 - ※1 法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)および(3)は問いませ ん。設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問いません。
 - ※2 貸借対照表において「純資産の額≥0」となること。
 - ※3 損益計算書において「経常利益+減価償却≥0」となること。

対象となる方

対象となる方で、(3)①および②のいずれも満たす場合

所定の保証料率に0.25%上乗せ

保証料率

対象となる方で、(3)①または②のいずれか一方を満たす場合、または法人の設立後2事業年度の決算 がない場合

所定の保証料率に0.45%上乗せ

対象となる

原則として次の信用保険が付保された保証が本制度の対象となります

・無担保保険・公害防止保険・エネルギー対策保険・海外投資関係保険・新事業開拓保険・事業再生保険 (注)本制度は、個別の保証制度ではありません。

保 証

- ①次の保証は、法令の定めるところにより経営者保証を徴求しないものとなるため、本制度の対象となりま
 - ·特例経営力向上関連保証·特例地域経済牽引事業関連保証
 - ·経営承継借換関連保証
 - ・経営承継準備関連保証(経営承継円滑化法第12条第1項第1号ハに該当する場合)

対象となら ない保証等

- ②次の保証は、本制度によらず、各保証の要綱等に基づいて経営者保証を徴求しないものとすることがで
 - ・経営者保証を不要とする取扱い(金融機関連携型、財務型、担保充足型等)を適用する場合
 - ·事業承継特別保証制度
 - ・事業再生計画実施関連保証制度(感染症対応型)であって、経営者保証免除対応を適用する場合
 - ・伴走支援型特別保証制度であって、経営者保証免除対応を適用する場合
 - ・スタートアップ創出促進保証制度・プロパー融資借換特別保証制度
 - ・経営者保証を徴求しない保証協会独自の保証制度及び自治体制度融資

必要書類

所定の申込書類のほか、「『事業者選択型経営者保証非提供制度』要件確認書兼誓約書」の添付が 必要です

●事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度

対象となる方 事業者選択型経営者保証非提供制度と同じです

8,000万円 ※経営安定関連保証(セーフティネット保証)4号、5号の場合は別枠で8,000万円 保証限度額

対象資金 運転資金、設備資金

一括返済または分割返済 返済方法

一括返済の場合:1年以内 分割返済の場合:10年以内(うち据置期間1年以内) 保証期間

不要

連帯保証人 不要

事業者選択型経営者保証非提供制度と同じです

上乗せとなる保証料に対して国から保証申込日に応じて、以下の補助があります

・令和6年3月15日から令和7年3月31日まで、0.15%

・令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、0.10%

・令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、0.05%

対象となる 証

保証料率

無担保保険に係る以下いずれかの保証

①一般関係に係る保証 ②経営安定関連保証(セーフティネット保証)4号および5号に係る保証

必要書類 事業者選択型経営者保証非提供制度と同じです

取 扱 期 間 令和9年3月31日まで(保証申込受付分)

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。

●プロパー融資借換特別保証制度

経営者保証を提供した保証協会の保証を付さない借入(以下、「プロパー借入」という)があり、かつ 次の①から④の要件を全て満たす法人

対象となる方

①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率※が10倍以内であること

③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと

※EBITDA有利子負債倍率=(借入金·社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)

2億8,000万円(組合等は4億8,000万円)

保証限度額

ただし、申込金融機関における保証限度額は、プロパー借入のうち、経営者保証を提供していない借入残 高の範囲内とします(注)一般の普通保険(2億円)および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします

対象資金

借換資金(申込金融機関におけるプロパー借入のうち、経営者保証を提供している事業資金の借換に限 ります)

返済方法

一括返済または分割返済

保証期間

一括返済の場合:1年以内 分割返済の場合:10年以内(うち据置期間1年以内)

必要に応じて提供していただきます

連帯保証人

不要

保証料率

 $0.45\% \sim 1.90\%$

必要書類

所定の申込書類のほか、「財務要件等確認書」、「借換債務等確認書」の添付が必要です

申込金融機関において、次のいずれかの要件を満たす必要があります

金融機関の

●経営者保証を提供せず、かつ保全のないプロパー融資を実行すること ●本制度による返済部分を除くプロパー融資の全部または一部について経営者保証を解除し、かつ解

取 扱 期 間

令和9年3月31日まで(保証申込受付分)

除したプロパー融資について保全がないこと

スタートアップ創出促進保証制度

スタートアップ創出促進保証制度(通称SSS保証)は、創業から一定期間を経過していない会社等に対して、経営者保証を不要とする融資により資金調達を支援する保証です。

| 対象となる方 | ①事業を営んでいない個人で、2か月以内(※1)に会社を設立する方 ②分社化を計画する会社(※2) ③事業を営んでいない個人が設立した会社(※2)で、設立後5年未満の会社 ④設立後5年未満の分社化された会社(※2) ⑤事業を営んでいない個人が個人事業主として創業後、法人成りした会社(個人創業後5年未満に限る)(※2) (※1)認定特定創業支援等事業の支援を受けた創業者は6か月以内 (※2)会社法の株式会社、合名会社、合資会社または合同会社をいいます (組合、特定非営利活動法人(NPO法人)、医療法人等は対象となりません。) |
|------------------|--|
| 自己資金要件 | 創業を予定されている方、または税務申告1期未終了の方は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要となります |
| 資 金 使 途 | 運転資金および設備資金 |
| 保証限度額 | 3,500万円(創業関連保証および再挑戦支援保証と合算) |
| 保証期間 | 10年以内(うち据置期間1年または3年以内(※3)) (※3)次のいずれかに該当する場合、3年以内とすることができます。なお、プロパー借入とは、信用保証協会の保証を付さない借入をいいます。 ①本保証付借入と原則同時に、申込金融機関からプロパー借入をする。 ②保証申込時に申込金融機関においてプロパー借入の残高がある。 |
| 貸付形式 | 証書貸付 |
| 返 済 方 法 | 原則として、元金均等分割返済 |
| 貸付利率 | 金融機関所定利率 |
| 担 保 | 不要 |
| 連帯保証人 | 不要 |
| 保証料率 | 年0.70%(創業関連保証の保証料率に0.20%上乗せ) |
| 保証割合 | 責任共有制度対象外(100%保証) |
| 必 要 書 類 | 所定の申込書類のほか、創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用)が必要です。 |
| そ の 他 注 章 事 項 | 本制度を利用した方は、原則として会社設立から3年目と5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」を金融機関に提出する必要があります。 また、金融機関は、提出された「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート(写)」について、創業者がガ |

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。

に保証協会に提出する必要があります。

バナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月または10月のいずれか早い月

流動資産担保融資保証

流動資産担保融資保証(通称ABL保証)は、売掛債権や棚卸資産を担保とし、経営者保証や不動産担保に依存しない資金調達を バックアップする保証です。

対象となる方

国内事業者に対する売掛債権または棚卸資産を保有する方 ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人に限ります。

資金使途

運転資金および設備資金

保証限度額

2億円(保証協会の保証割合80%)

(注)既存の流動資産担保融資保証の残高との合計で2億円以内とします。

保証形態

根保証または個別保証

保証期間

1年間(個別保証の場合は1年以内)

ただし、個別保証で未発生債権を引当としない場合は6か月以内を目途とします。

貸付形式

根保証の場合 : 当座貸越 個別保証の場合:手形貸付

返済方法

根保証の場合 :約定弁済または非約定(随時)弁済 個別保証の場合:一括返済

貸付利率

金融機関所定利率

申込人の有する売掛債権および棚卸資産(どちらか一方を含む)

ただし、個別保証の場合は売掛債権に限ります。

【売掛債権】

中小企業信用保険法第3条の4第1項に定める売掛金債権

(例:売掛金債権、診療報酬債権、工事請負代金債権、運送料債権、割賦販売代金債権)

- (注1)ファクタリング等、既に他の資金調達手段のために提供されている売掛債権は対象となりません。
- (注2)債権譲渡制限特約のある売掛債権は、特約解除できる場合または抗弁放棄の意思表示を含む承 諾が得られる場合を除き、対象となりません。

保

【棚卸資産】

動産譲渡登記をすることができる棚卸資産

(例:商品仕入れによる在庫商品、製造業における製品在庫、原材料等)

- (注1)次のような動産は本制度の担保の対象となりません。
 - ①貨物引換証、預証券および質入証券、倉荷証券または船荷証券が作成されている動産
 - ②民法の対抗要件とは別に、特別法により所有権の得喪に関する対抗要件が設けられている動産(自 動車、船舶、航空機等)のうち、既に特別法により登録等がなされたもの
- (注2)上記以外でも、審査の結果によっては、担保として不適切と判断する場合もあります。

(例:維持管理に高い費用やノウハウを要するもの、処分費用が担保価値を上回るもの、不良在庫等)

連帯保証人

不要

保証料率

年0.68%(責任共有保証料率を適用)

(注)会計処理に関する割引の適用が可能です。

保証割合

部分保証(協会80%)

売掛債権や棚卸資産を担保とするには、保証決定後、借入までの間に「対抗要件の具備」と呼ばれる法律 (民法または動産債権譲渡特例法)が定める手続きが必要となります(下表をご参照ください)。

対抗要件

| | 対抗要件 ※売掛債権については売掛先 ごとにいずれかを選択 | 具体的手続き | 備考 |
|------------|---|------------------------------|--------------------------------|
| | 売掛債権の譲渡に関して売掛先の 承諾を得る | 売掛先から所定の「承諾書」をもらう | |
| 売掛債権 | 売掛債権を譲渡したことを売掛先に 通知する | 売掛先に所定の「通知書」を内容証 明郵便で郵送する | |
| JUJA IX IL | 売掛債権を譲渡したことを法務局に 登記する 金融機関が必要と判断した時点で売 掛先に通知する | 東京法務局(中野)で債権譲渡登記 手続きを行う | 申込は法人が根 保証を利用する場 合に限られます |
| 棚卸債権 | 棚卸資産を譲渡したことを法務局に 登記する | 東京法務局(中野)で動産譲渡登記 手続きを行う | 申込は法人の場合に限られます |

- ①根保証の極度額は、担保として徴求する売掛債権の見積額に、下表に定める割合を上限とした第三債務者ごとの掛目(%)を乗じた額、および担保として徴求する棚卸資産の見積総額に30%を乗じた額の合計額を超えない範囲とする。
- ②個別保証にかかる貸付額は、返済引当となる売掛債権額に、下表に定める割合を上限とした第三債務者 (売掛先)ごとの掛目(%)を乗じた額を超えない範囲とする。

借入限度額 の決定方法

| | 一般企業(A) | 店頭、新興市場 上場有配企業(B) | 官公庁 上場有配企業(C) |
|--------------------|---------|----------------------|------------------|
| 抗弁放棄の意思表示を含む承諾(注1) | 80% | 90% | 100% |
| 通知(注2) | 75% | 85% | 95% |
| 留保(注3) | 70% | 80% | 90% |

- (注1)民法第467条の規定による確定日付のある「承諾」に加えて、現在及び将来にわたり譲渡人に対して有する抗弁権を放棄する旨の意思表示がなされたもの
- (注2)①登記事項証明書を添付した通知、または②民法第467条の規定による確定日付のある「通知」もしくは上記(注1)以外の「承諾」
- (注3)上記(注2)①の留保
- (注4)「有配」とは、保証決定時(もしくは期間延長時)直前期末の株主配当を実施していること

第三債務者(売掛先)

- 第三債務者(売掛先)は、次の①②③の事項を満たしたものに限ります。
- ①国内の事業者に限る(官公庁を含む)。
- ②根保証の場合 :第三債務者と中小企業者(申込人)との間で、原則一定期間以上の取引を行っていること(一定期間の目安は「1年以上」としますが、今後安定的かつ継続的な取引が取引基本契約書等により見込める場合はこの限りではありません)。

個別保証の場合:継続的取引がない場合でも可。

③取引条件等が確認できること(『譲渡担保対象売掛先明細書(所定の様式)』および疎明書類(預金通帳、発注書、納品書、支払通知書等)で確認します)。

そ の 他 注 意 事 項

根保証の場合、融資実行後、以下の手続きがあります。

- ①金融機関は、1か月に1回以上、譲渡担保とした棚卸資産の売却代金および売掛債権の弁済金について、回収口座への入金状況を確認する必要があります。
- ②3か月に1回以上、譲渡担保とした棚卸資産及び売掛債権の状況についての報告書を、取扱金融機関 宛に提出していただくこととなります。
- ③棚卸資産を譲渡担保として徴求した場合、取扱金融機関が、1年に1回以上、事業所に立ち入り、譲渡担保とした棚卸資産の状況を確認します。
- (注)上記①~③の手続きの中で棚卸資産の状況に大幅な変動がある場合等は、金融機関、当協会と対応を協議することとなります。
- ※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。

特定社債保証(略称『私募債』)

特定社債(私募債)保証は、中小企業・小規模事業者の皆さまの資金調達の多様化を図り、資本市場からの事業資金調達を円滑に進めることを目的とした保証です。

対象となる方

株式会社(特例有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社

経済産業省令で定める下表要件のうち、申込直前期の決算において、下表の基準 $(a)\sim(c)$ のいずれかに該当していること

ただし、2および3については、それぞれの項目に対し、いずれか1項目を充足する必要があります。

適債基準

| 項目 | | 基準(a) | 基準(b) | 基準(c) |
|----|--------------------------------|----------------|------------|--------|
| 1 | 純資産額 | 5,000万円以上3億円未満 | 3億円以上5億円未満 | 5億円以上 |
| | 自己資本比率 | 20%以上 | 20%以上 | 15%以上 |
| - | 純資産倍率 | 2.0倍以上 | 1.5倍以上 | 1.5倍以上 |
| : | 使用総資本事業利益率 | 10%以上 | 10%以上 | 5%以上 |
| | インタレスト・カバレッジ・レ ー シオ | 2.0倍以上 | 1.5倍以上 | 1.0倍以上 |

- -(注)1.自己資本比率(%)=純資産額÷(純資産額+負債の額)×100
 - 2.純資産倍率=純資産額÷資本金
 - 3.使用総資本事業利益率(%)=(営業利益+受取利息・受取配当金)÷資産の額×100
 - 4.インタレスト・カバレッジ・レーシオ=(営業利益+受取利息・受取配当金)÷(支払利息+割引料)

適債基準は、あくまで社債の基本的な基準です。制度のご利用には別途審査がありますので、適債基準を満たされていても、場合によっては、ご希望に沿えないことがあります。

保証形態

当協会が社債の80%を保証し、取扱金融機関が100%保証を行う共同保証形式

発行形式

振替債

発

額

発行限度額:5億6,000万円(当協会の保証金額は発行額の80%【4億5,000万円】)

- (注1)既に発行済の保証付社債との合計で5億6,000万円以内とします。
- (注2) 最低発行額は3,000万円となります(1,000万円単位)。
- (注3)特定社債保証以外の保証の残高(経営安定関連保証等を除く)との合計で5億円以内とします。

資 金 使 途

運転資金および設備資金

保証期間

2年から7年までの1年単位

返済方法

満期一括償還または定時償還(定時償還の方法は別途定めがあります)

担 保

原則として、保証金額2億円(発行額2億5,000万円)超の場合には、当協会に対して担保の提供が必要となります。

連帯保証人

不要

経営状況に応じて決定(下表参照)

保証料率

| 保証料率区分 | 1 | 2 | 3 | 4 | (5) | 6 | 7 | 8 | 9 |
|--------------------------------|--------|---------|---------|---------|---------|-------|-------|-------|---------|
| 責任共有保証料率 | 1.90% | 1.75% | 1.55% | 1.35% | 1.15% | 1.00% | 0.80% | 0.60% | 0.45% |
| 「保証委託ならびに共同保証契約書」に 表示する保証料率 | 2.375% | 2.1875% | 1.9375% | 1.6875% | 1.4375% | 1.25% | 1.00% | 0.75% | 0.5625% |

(注1)上段は社債総額に対する料率、下段は保証委託額(当協会が保証する額)に対する料率(上段を保証割合(80%)で割り戻した料率)です。計算結果(保証料)はいずれも同額となります。

(注2)会計処理に関する割引および有担保割引の適用が可能です。

必要書類

申込書は特定社債用の保証委託申込書が必要です。添付書類としては、通常の書類以外に、特定社 債保証資格要件申告書が必要です。なお、これら以外にも、審査の過程で追加資料を提出していただく 場合があります。

少安青期

①私募債の発行に係る金利コスト(発行者利回り)には金利および上記保証料の他、引受金融機関手数料等が別途必要となります。

たの他注意事項

- ②社債の発行には、会社法の規定により、発行会社の社債発行に関する決議(機関設計に応じて、取締役会や株主総会の決議または取締役や社員の決定等)が必要です。
- ③必ず、金融機関を通じて事前相談・申込をしてください。なお、事前相談書・申込書につきましては特定社債保証専用のものをご使用願います。
- ④事前相談から社債発行まで少なくとも3か月程度の期間を要します。お早めにご相談・お申し込みください。

お問い合わせ窓口

経営支援部 支援推進課(TEL 078-393-4024)

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては経営支援部 支援推進課までお問い合わせください。

財務要件型無保証人保証

財務要件型無保証人保証は、一定の財務要件を充足している場合に、経営者保証を要しない融資による資金調達を支援する保証です。

申込直前期の決算において、下表の基準(a)~(c)のいずれかに該当している方。 ただし、2および3については、それぞれの項目に対し、いずれか1項目を充足する必要があります。

対象となる方

| 項目 | | 基準(a) | 基準(b) | 基準(c) |
|----|-------------------|----------------|------------|--------|
| 1 | 純資産額 | 5,000万円以上3億円未満 | 3億円以上5億円未満 | 5億円以上 |
| 2 | 自己資本比率 | 20%以上 | 20%以上 | 15%以上 |
| _ | 純資産倍率 | 2.0倍以上 | 1.5倍以上 | 1.5倍以上 |
| 3 | 使用総資本事業利益率 | 10%以上 | 10%以上 | 5%以上 |
| 3 | インタレスト・カバレッジ・レーシオ | 2.0倍以上 | 1.5倍以上 | 1.0倍以上 |

- (注)1.自己資本比率(%)=純資産額÷(純資産額+負債の額)×100
 - 2.純資産倍率=純資産額÷資本金
 - 3.使用総資本事業利益率(%)=(営業利益+受取利息·受取配当金)÷資産の額×100
 - 4インタレスト・カバレッジ・レーシオ=(営業利益+受取利息・受取配当金)=(支払利息+割引料)

資金使途

運転資金および設備資金

保証限度額

2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円)

(注)一般の普通保険(2億円(組合4億円))および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。

保証期間

一括返済の場合:2年以内

分割返済の場合:7年以内(うち据置期間1年以内)

貸付形式

証書貸付または手形貸付

返済方法

元金均等分割返済または一括返済

貸付利率

金融機関所定利率

担 保

必要に応じて提供していただきます。

連帯保証人

不要

保証料率

経営状況に応じて決定(下表参照)

| 保証料率区分 | 1 | 2 | 3 | 4 | (5) | 6 | 7 | 8 | 9 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 責任共有保証料率 | 1.90% | 1.75% | 1.55% | 1.35% | 1.15% | 1.00% | 0.80% | 0.60% | 0.45% |

(注)会計処理に関する割引および有担保割引の適用が可能です。

保証割合

責任共有制度対象

必要書類

所定の申込書類のほか、「『財務要件型無保証人保証制度』資格要件確認書」の添付が必要です。

財務要件型無保証人·当座貸越根保証

財務要件型無保証人・当座貸越根保証は、一定の財務要件を充足している場合に、経営者保証を付すことなく当座貸越根保証が利用でき、積極的かつ柔軟な資金調達による事業拡大が可能となる保証です。

申込直前期の決算において、下表の基準(a)~(c)のいずれかに該当している方 ただし、2および3については、それぞれの項目に対し、いずれか1項目を充足する必要があります。

対象となる方

| | 項目 | 基準(a) | 基準(b) | 基準(c) |
|---|-------------------|----------------|------------|--------|
| 1 | 純資産額 | 5,000万円以上3億円未満 | 3億円以上5億円未満 | 5億円以上 |
| 2 | 自己資本比率 | 20%以上 | 20%以上 | 15%以上 |
| _ | 純資産倍率 | 2.0倍以上 | 1.5倍以上 | 1.5倍以上 |
| 2 | 使用総資本事業利益率 | 10%以上 | 10%以上 | 5%以上 |
| 3 | インタレスト・カバレッジ・レーシオ | 2.0倍以上 | 1.5倍以上 | 1.0倍以上 |

- (注)1.自己資本比率(%)=純資産額÷(純資産額+負債の額)×100
 - 2.純資産倍率=純資産額÷資本金
 - 3.使用総資本事業利益率(%)=(営業利益+受取利息·受取配当金)÷資産の額×100
 - 4.インタレスト・カバレッジ・レーシオ=(営業利益+受取利息・受取配当金)÷(支払利息+割引料)

資金 使途

運転資金および設備資金

保証限度額

8.000万円

保証期間

1年間または2年間

返済方法

約定返済または非約定(随時)返済

貸付利率

金融機関所定利率

保

不要

連帯保証人

不要

保証料率

経営状況に応じて決定(下表参照)

| 保証料率区分 | 1 | 2 | 3 | 4 | (5) | 6 | 7 | 8 | 9 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 責任共有保証料率 | 1.62% | 1.49% | 1.32% | 1.15% | 0.98% | 0.85% | 0.68% | 0.51% | 0.39% |

(注)会計処理に関する割引の適用が可能です。

保証割合

責任共有制度対象

必要書類

所定の申込書類のほか、「『財務要件型無保証人保証制度』資格要件確認書」の添付が必要です。

ひょうご発展支援保証「リード α 」

ひょうご発展支援保証「リードlpha」は、中小企業・小規模事業者の皆さまの多様化する資金二一ズに応えるため、保証料率を通常よりも 割引し、大口無担保で長期一括返済を可能とする保証です。

対象となる方

株式会社(特例有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社、医療法人

当協会が定めた審査基準に該当し、次のすべての要件に該当する方

- ①引き続き2年以上事業を営んでいること
- ②直近2期(12か月分×2期)の確定申告書(決算書)を提出できること
- ③取扱金融機関と与信取引があり、取扱金融機関の推薦があること
- ④申込直前期の決算において、下表の基準(a)~(c)のいずれかに該当していること (ただし、2および3については、それぞれの項目に対し、いずれか1項目を充足する必要があります。)

資格要件

| | 項 目 | 基準(a) | 基準(b) | 基準(c) |
|---|--------------------------------|----------------|------------|--------|
| 1 | 純資産額 | 5,000万円以上3億円未満 | 3億円以上5億円未満 | 5億円以上 |
| | 自己資本比率 | 20%以上 | 20%以上 | 15%以上 |
| 2 | 純資産倍率 | 2.0倍以上 | 1.5倍以上 | 1.5倍以上 |
| 3 | 使用総資本事業利益率 | 10%以上 | 10%以上 | 5%以上 |
| 3 | インタレスト・カバレッジ・レ ー シオ | 2.0倍以上 | 1.5倍以上 | 1.0倍以上 |

- (注) 1.自己資本比率(%)=純資産額÷(純資産額+負債の額)×100
 - 2.純資産倍率=純資産額÷資本金
 - 3.使用総資本事業利益率(%)=(営業利益+受取利息·受取配当金)÷資産の額×100
 - 4.インタレスト・カバレッジ・レーシオ=(営業利益+受取利息・受取配当金)÷(支払利息+割引料)

資金使途 運転資金および設備資金

融資限度額

2億8.000万円

(注)一般の普通保険(2億円)および無担保保険(8.000万円)の範囲とします。

保証期間

10年以内(据置期間に制限はありません)

貸付形式

証書貸付または手形貸付

元金均等分割返済または一括返済

貸付利率

金融機関所定利率

不要

連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

経営状況に応じて決定(下表参照)

保証料率

| 保証料率区分 | 1 | 2 | 3 | 4 | (5) | 6 | 7 | 8 | 9 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 責任共有保証料率 | 1.52% | 1.40% | 1.24% | 1.08% | 0.92% | 0.80% | 0.64% | 0.48% | 0.36% |

(注)会計処理に関する割引の適用が可能です。

保証割合

責任共有制度対象

必要書類

所定の申込書類のほか、「ひょうご発展支援保証『リードa』推薦書兼資格要件確認書」の添付が必要です。

その他注意事項

貸付実行後、金融機関においてモニタリングを行った上で、融資先企業から決算期ごとに確定申告書(決 算書)を協会へ提出していただきます。

【要

【プラン内容】 連帯保証人を不要とする

経営者保証 不要プラン

件】保証期間が以下の条件に該当する場合、本プランの対象となります。

①運転資金の場合:7年以内(据置期間1年以内)、一括返済は2年以内

②設備資金の場合:10年以内(据置期間1年以内)、一括返済は2年以内

事業承継特別保証制度

事業承継特別保証制度は、事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす場合に経営者を含めて保証人を徴求せず、事業承継の促進を支援する保証です。

次の(1)または(2)に該当し、かつ、(3)に該当する方

- (1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
- (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施し、事業承継日から3年を経過していない法人
- (3)次の①から④の要件を全て満たす法人

対象となる方

- ①資産超過であること
- ②EBITDA有利子負債倍率*が10倍以内であること
- ③法人・個人の分離がなされていること
- ④返済緩和している借入金がないこと
- ※EBITDA有利子負債倍率 = (借入金·社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)

資金 使途

事業資金(保証人を提供していない既往借入金の返済資金を除く)

ただし、対象となる方(2)に該当する方は、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済 資金のみとします。

保証限度額

2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円)

(注)一般の普通保険(2億円(組合4億円))および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。

保証期間

10年以内(うち据置期間1年以内)

貸付形式

証書貸付または手形貸付

返済方法

元金均等分割返済または一括返済(一括返済は、保証期間1年以内の場合に限ります。)

貸付利率

金融機関所定利率

担保

必要に応じて提供していただきます。

連帯保証人

不要

経営状況に応じて決定(下表参照)

①中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターの確認*を受けた場合

※経営状況・ガバナンス体制については、中小企業活性化協議会が確認し、事業承継計画については、 事業承継・引継ぎ支援センターが確認します。

保証料率

| 保証料率区分 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 責任共有保証料率 | 1.15% | 1.00% | 0.85% | 0.70% | 0.60% | 0.50% | 0.40% | 0.30% | 0.20% |

(注)保証料率割引制度は適用できません。

②中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターの確認がない場合

| 保証料率区分 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 責任共有保証料率 | 1.90% | 1.75% | 1.55% | 1.35% | 1.15% | 1.00% | 0.80% | 0.60% | 0.45% |

- (注1)自治体融資制度を利用する場合は、保証料率が軽減される場合があります。
- (注2)会計処理に関する割引および有担保割引の適用が可能です。

保証割合

責任共有制度対象

その他注意事項

プロパー融資*の借換が可能です。

※プロパー融資とは、信用保証協会の保証を付さない融資をいいます。

お問い合わせ窓口

経営支援部 支援推進課(TEL 078-393-4024)

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては経営支援部 支援推進課までお問い合わせください。

経営承継借換関連保証

経営承継借換関連保証は、事業承継の促進を支援するため、経営承継を予定している会社が、経営者保証を提供している金融機関からの借入について、経営者保証を不要とする融資により借換を行うことができる保証です。

認定*¹申請日から3年以内に事業承継(=代表者交代等)を予定する認定取得者であって、次の①から ④の全ての要件を満たす方

なお、これから経営の承継を行おうとする方を対象とするものであり、既に経営承継を行っている方については対象となりません。

①資産超過であること

対象となる方

- ②EBITDA有利子負債倍率※2が10倍以内であること
- ③法人と経営者の分離がなされていること
- ④返済緩和中でないこと
- ※1 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1 号ニの規定による経済産業大臣の認定
- ※2 EBITDA有利子負債倍率 =(借入金·社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)

資金 使途

認定を受けた方の経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営の承継の日までの間における 借換資金(当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入れに係るもの)

保証限度額

2億8.000万円

(注)一般の普通保険および無担保保険とは別枠です。

保証期間

10年以内(うち据置期間1年以内)

貸付形式

証書貸付または手形貸付

返済方法

元金均等分割返済または一括返済(一括返済は、保証期間1年以内の場合に限ります。)

貸付利率

金融機関所定利率

担 保

必要に応じて提供していただきます。

連帯保証人

不要

経営状況に応じて決定(下表参照)

①中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターの確認*を受けた場合

※経営状況・ガバナンス体制については、中小企業活性化協議会が確認し、事業承継計画については、 事業承継・引継ぎ支援センターが確認します。

保証料率

| 保証料率区分 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 責任共有保証料率 | 1.15% | 1.00% | 0.85% | 0.70% | 0.60% | 0.50% | 0.40% | 0.30% | 0.20% |

(注)保証料率割引制度は適用できません。

②中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターの確認がない場合

| 保証料率区分 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 責任共有保証料率 | 1.90% | 1.75% | 1.55% | 1.35% | 1.15% | 1.00% | 0.80% | 0.60% | 0.45% |

- (注1)自治体融資制度を利用する場合は、保証料率が軽減される場合があります。
- (注2)会計処理に関する割引および有担保割引の適用が可能です。

保証割合

責任共有制度対象

その他注意事項

プロパー融資*の借換が可能です。

※プロパー融資とは、信用保証協会の保証を付さない融資をいいます。

お問い合わせ窓口

経営支援部 支援推進課(TEL 078-393-4024)

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては経営支援部 支援推進課までお問い合わせください。

経営承継準備関連保証

経済産業大臣の認定を受けた中小企業者が、企業間の合併や買収(M&A)による事業承継に必要と する資金について行う保証

次の(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者

- (1)会社である中小企業者(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。)であって、次の①又は②の事由が生じていることにつき、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(以下「法」という。)第12条第1項第1号口の規定による経済産業大臣の認定を受けていること。
 - ①他の中小企業者の役員(当該他の中小企業者が会社である場合に限る。以下(2)①及び(3)①アにおいて同じ。)又は親族(他の中小企業者が会社である場合にあっては、当該他の中小企業者の代表者の親族を含む。以下(2)①及び(3)①アにおいて同じ。)の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。
 - ②他の中小企業者(他の中小企業者が会社である場合にあってはその代表者。以下(2) ②及び(3)①イにおいて同じ。)が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ 安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の 継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、 当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。
- (2)個人である中小企業者であって、次の①又は②の事由が生じていることにつき、法第 12 条第 1 項第 2 号ロの規定による経済産業大臣の認定を受けていること。
 - ①他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。
 - ②他の中小企業者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。
- (3) 会社である中小企業者であって、次の①から③のいずれにも該当すること。
 - ①次のア又はイいずれかの事由が生じていること及びウに該当することにつき、法第 12 条第 1 項第 1 号ハの規定による経済産業大臣の認定を受けていること。
 - ア 他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。
 - イ 他の中小企業者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。
 - ウ 認定申請日の直前の決算において次の要件を満たすこと。
 - a 資産超過であること。
 - b EBITDA有利子負債倍率((借入金・社債ー現預金)÷(営業利益+減価償却費))が10倍以内であること。
 - ②信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。 ③信用保証協会への申込日において、返済緩和している借入金がないこと。

保証限度額 2億8,000万円

保証対象者

| 資 | 金 | 使 | 途 | 運転資金・設備資金 | | | | | |
|-------|----|----|----|--|--|--|--|--|--|
| 保 | 証 | 期 | 間 | 重転資金:10年以内(据置期間1年以内) 投備資金:15年以内(据置期間1年以内) | | | | | |
| 貸 | 付 | 利 | 率 | 金融機関所定の貸付利率 | | | | | |
| 貸 | 付 | 形 | 式 | 手形貸付・証書貸付・手形割引・電子記録債権割引 | | | | | |
| 返 | 済 | 方 | 法 | 一括返済・分割返済 | | | | | |
| 担 | | | 保 | 必要に応じて提供していただきます。 | | | | | |
| | | | | 保証対象者(1)又は(2)の場合:必要となる場合があります。ただし、法人代表者又は他 | | | | | |
| 連 | 帯(| 計 | 人 | の中小企業者(会社に限る。)以外の連帯保証人は原則不要です。 | | | | | |
| | | | | 保証対象者(3)の場合:不要(代表者個人の連帯保証も不要) | | | | | |
| | | | | 経営状況に応じて決定(下表参照) | | | | | |
| 保 | 証 | 料 | 座 | 区分 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ | | | | | |
| | | •• | | 責任共有 保証料率 貸借対照表なり 1.90% 1.75% 1.55% 1.35% 1.15% 1.00% 0.80% 0.60% 0.45% | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | ①必須書類 法に基づく認定書及び認定申請書の写し、承継に係る明確な合意があることを証する書面 | | | | | |
| | | | | の写し | | | | | |
| | | | | ②申込人が事業用資産等を譲り受ける場合 | | | | | |
| 必 | 要 | * | 粧 | 不動産登記簿謄本、事業用資産等の価格を証する書類の写し ③申込人が会社である場合 | | | | | |
| , se- | • | | XX | 認定申請日における定款の写し、上場会社等に該当しない旨の誓約書 | | | | | |
| | | | | ④他の中小企業者が会社である場合 履歴事項全部証明書、定款の写し、申込人が他の中小企業者の株式等の譲受けの申込をする | | | | | |
| | | | | 場合は、当該他の中小企業者の株主名簿及び当該株式等の価格を証する書類の写し | | | | | |
| | | | | ⑤保証対象者(3)の場合 財務要件等確認書 | | | | | |
| 保 | 証 | 割 | 合 | 責任共有制度対象 | | | | | |
| 審 | 查担 | 当部 | 署 | 経営支援部 | | | | | |
| | | | | | | | | | |

経営力向上関連保証

認定経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業のうち、新事業活動の実施に必要な資金について行う保証

| ħ. | | |
|---------------|----------|--|
| | | 次の(1)又は(2)に該当する中小企業者 |
| | | (1)中小企業等経営強化法(以下「法」という。)第 17 条第 1 項に規定する経営力向上 |
| | | 計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第5項各号に規定する特定事業者(注 |
| | | 1) であって、認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施するもの |
| | | (2)次の①から③のいずれにも該当するもの |
| | | ①法第 17 条第 1 項に規定する経営力向上計画(認定申請日の直前の決算において、次 |
| | | の要件を備える者であることの記載があるものに限る。)を主務大臣に提出し、認定 |
| 保証対象 | 者 | を受けた法第2条第5項各号に規定する特定事業者であって、認定経営力向上計画 |
| | | に従って事業承継等を行うもの |
| | | アー資産超過であること。 |
| | | イ EBITDA有利子負債倍率((借入金・社債ー現預金)÷(営業利益+減価 |
| | | 償却費))が10倍以内であること。 |
| | | ②信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされている |
| | | こと。 |
| | | ③信用保証協会への申込日において、返済緩和している借入金がないこと。 |
| | ア | 2 億 8,000 万円(組合は 4 億 8,000 万円) |
| | | 新事業開拓保証に係る場合 |
| 保証限度額 | 1 | 3億円(組合は6億円) |
| 不叫 议没领 | | ※新事業開拓保証に係る他の保証と合算になります。 |
| | | 海外投資関係保証に係る場合 |
| | ゥ | 3 億円(組合は 6 億円) ※海外投資関係保証に係る他の保証と合算になります。 |
| | | 保証対象者(1)の場合:認定経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業の |
| | | 株証対象者 (1) の場合: 誌足程書が同工計画に促りて打がれる程書が同工に除る事業の うち新事業活動の実施に必要となる設備資金及び運転資金、事業 |
| 資 金 使 | 途 | 承継等に必要な資金又は事業承継等事前調査 (注2) に必要な資金 |
| | | 保証対象者(2)の場合:認定経営力向上計画に従って行われる事業承継等に必要な資金 |
| | | 運転資金:原則として、5年以内(据置期間1年以内) |
| 保証期 | 間 | 設備資金:原則として、7年以内(据置期間1年以内) |
| 貸付利 | 域 | 金融機関所定の貸付利率 |
| | | |
| 貸付形 | 式 | 証書貸付 |
| 返済方 | 法 | 均等分割返済 |
| 担 | 保 | 必要に応じて提供していただきます。 |
| | | |

| | 保証対象者(1)の場合:必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保 |
|--------|--|
| 連帯保証人 | 証人は原則不要です。 |
| | 保証対象者(2)の場合:不要(代表者個人の連帯保証も不要) |
| 保証料率 | 年 0.70% (有担保割引なし) ※併用する保証により料率は異なります。 |
| | ①法に基づく認定申請書の写し |
| | ②保証対象者(2)の場合は、財務要件等確認書 |
| 必要書類 | ③新事業開拓保証の場合は、新事業であることを証する書面、認定申請書、新事業の開拓 |
| 少女音知 | に関する計画書 |
| | ④海外投資関係保証の場合は、海外直接投資の事業に要する資金であることを証する書面 |
| | (海外投資関係保証所定の計画書) |
| 保証割合 | 責任共有制度対象 |
| 審查担当部署 | 経営支援部 |

- (注 1)「特定事業者」とは、令和3年8月改正前の中小企業等経営強化法の中小企業者のうち、会社及び個人について、資本金等基準が撤廃され、かつ、下表のとおり、従業員数基準が引き上げられたものを指します。なお、中小企業者としての資本金基準は満たすものの、「特定事業者」に該当しないことから、本保証の対象外となる場合(例:製造業、資本金3億円、従業員数600人)、以下のいずれかに該当すれば、経過措置として「特定事業者」とみなされ本保証の対象となります。
 - ア 令和3年8月2日より前に計画承認(認定)を受けたもの(同日より前に計画承認(認定)申請を行い、同日以降に承認(認定)を受けたものを含む。)
 - イ 令和3年8月2日以降に計画承認(認定)申請を行い、令和5年3月31日までに計画承認 (認定)を受けたもの
 - ウ 令和5年3月31日までに計画承認(認定)申請を行い、同日の翌日以降に計画承認(認定) を受けたもの

(中小企業者)

| | 業種 | 資本金基準又は従業員数基準 | | | |
|--------|-----------|---------------|---------|--|--|
| | 製造業その他 | 3億円以下 | 300 人以下 | | |
| | 卸売業 | 1億円以下 | 100 人以下 | | |
| | 小売業・飲食業 | 5,000 万円以下 | 50 人以下 | | |
| | サービス業 | 5,000 万円以下 | 100 人以下 | | |
| 政 | ゴム製品製造業※ | 3億円以下 | 900 人以下 | | |
| 令特 | ソフトウエア業 | 3 億円以下 | 300 人以下 | | |
| 政令特例業種 | 情報処理サービス業 | 3 億円以下 | 300 人以下 | | |
| 種 | 旅館業 | 5,000 万円以下 | 200 人以下 | | |

(特定事業者)

| | 従業員数基準 |
|---|---------|
| | 500 人以下 |
| | 400 人以下 |
| _ | 300 人以下 |
| | 500 人以下 |
| | 500 人以下 |
| | |

- ※ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。) は、中小企業者では政令特例業種であるが、特定事業者では「製造業その他」に含まれる。
- (注 2)「事業承継等事前調査」とは、特定事業者等が事業承継等により取得、又は提供を受けようとする 経営資源が他の経営資源と一体的に用いるために必要な機能その他の要素を備えていないことによ り損害が生ずるおそれがあるかについて、法務、財務、税務その他の観点から行う調査を言います。

地域経済牽引事業関連保証

県知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って行われる地域経済牽引事業の実施に必要な資金について行う保証

| li. | | | | | | | |
|---------|---|--|--|--|--|--|--|
| | 次の(1)又は(2)に該当する中小企業者 | | | | | | |
| | (1)「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(地域未来投 | | | | | | |
| | 資促進法)」(以下「法」という。) 第 13 条 1 項に規定する地域経済牽引事業計画を都道府 | | | | | | |
| | 県知事又は主務大臣に提出し、承認を受けた法第 2 条第 4 項各号に規定する特定事業者 | | | | | | |
| | ^(注) であって、承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を実施するもの | | | | | | |
| | (2)次の①から③のいずれにも該当するもの | | | | | | |
| | ①法第 13 条第 1 項に規定する地域経済牽引事業計画 (次のアからウまでに掲げる事項の | | | | | | |
| | 記載があるものに限る。)を都道府県知事又は主務大臣に提出し、承認を受けた法第 2 | | | | | | |
| 保証対象者 | 条第 4 項各号に規定する特定事業者であって、承認地域経済牽引事業計画に従って事 | | | | | | |
| 休祉为家有 | 業承継等を行うもの | | | | | | |
| | ア 承継等特定事業者及び被承継等特定事業者の名称。 | | | | | | |
| | イ 事業承継等の内容及び実施時期。 | | | | | | |
| | ウ 承認申請日の直前の決算において次の要件を満たすこと。 | | | | | | |
| | a 資産超過であること。 | | | | | | |
| | b EBITDA有利子負債倍率((借入金·社債一現預金)÷(営業利益+減価償却 | | | | | | |
| | 費))が10倍以内であること。 | | | | | | |
| | ②信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。 | | | | | | |
| | ③信用保証協会への申込日において、返済緩和している借入金がないこと。 | | | | | | |
| 保証限度額 | 2億8,000万円(組合は4億8,000万円) | | | | | | |
| 資 金 使 途 | 運転資金・設備資金 | | | | | | |
| 保証期間 | 20 年以内(最大) | | | | | | |
| 貸付利率 | 金融機関所定の貸付利率 | | | | | | |
| 貸付形式 | 証書貸付 | | | | | | |
| 返済方法 | 均等分割返済 | | | | | | |
| 担保 | 必要に応じて提供していただきます。 | | | | | | |
| | 保証対象者(1)の場合:必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人 | | | | | | |
| 連帯保証人 | は原則不要です。 | | | | | | |
| | 保証対象者(2)の場合:不要(代表者個人の連帯保証も不要) | | | | | | |
| 保証料率 | 年 0. 70%(有担保割引なし) | | | | | | |

| | ①都道府県知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画の承認申請書」の写し |
|--------|---|
| 必要書類 | ②都道府県が交付した「承認地域経済牽引事業計画に沿って承認地域経済牽引事業を実施し |
| 必安音類 | ている旨を確認した書面」の写し |
| | ③保証対象者(2)の場合は、財務要件等確認書 |
| 保証割合 | 責任共有制度対象 |
| 審査担当部署 | 経営支援部 |

- (注)「特定事業者」とは、令和3年8月改正前の中小企業等経営強化法の中小企業者のうち、会社及び個人について、資本金等基準が撤廃され、かつ、下表のとおり、従業員数基準が引き上げられたものを指します。なお、中小企業者としての資本金基準は満たすものの、「特定事業者」に該当しないことから、本保証の対象外となる場合(例:製造業、資本金3億円、従業員数600人)、以下のいずれかに該当すれば、経過措置として「特定事業者」とみなされ本保証の対象となります。
 - ア 令和3年8月2日より前に計画承認(認定)を受けたもの(同日より前に計画承認(認定)申請を行い、同日以降に承認(認定)を受けたものを含む。)
 - イ 令和3年8月2日以降に計画承認(認定)申請を行い、令和5年3月31日までに計画承認 (認定)を受けたもの

(中小企業者)

| — | | | | | |
|---------|-----------|---------------|---------|--|--|
| 業種 | | 資本金基準又は従業員数基準 | | | |
| | 製造業その他 | 3億円以下 | 300 人以下 | | |
| 卸売業 | | 1億円以下 | 100 人以下 | | |
| 小売業・飲食業 | | 5,000 万円以下 | 50 人以下 | | |
| サービス業 | | 5,000 万円以下 | 100 人以下 | | |
| 政令特例業種 | ゴム製品製造業※ | 3億円以下 | 900 人以下 | | |
| | ソフトウエア業 | 3億円以下 | 300 人以下 | | |
| | 情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300 人以下 | | |
| | 旅館業 | 5,000 万円以下 | 200 人以下 | | |

(特定事業者)

| | (| |
|---|---------|--|
| | 500 人以下 | |
| | 400 人以下 | |
| _ | 300 人以下 | |
| | 500 人以下 | |
| | 500 人以下 | |

※ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。) は、中小企業者では政令特例業種であるが、特定事業者では「製造業その他」に含まれる。

(令和6年4月現在)

| お問い合わせ・相談窓口 | | 電話番号 | 担当地域(お客様の主たる営業所所在地*) |
|-------------|--|--|---|
| 経営支援部 | 支援推進課 女性企業家相談窓口 創業準備相談窓口 事業承継相談窓口 経営サポート相談窓口 | $078(393)4024 \\ \begin{bmatrix} 078(393)3910 \\ 078(393)3912 \\ 078(393)3962 \\ 078(393)3969 \end{bmatrix}$ | 兵庫県下全域 (経営支援にかかる保証申込・条件変更に関すること) |
| 神戸事務所 | 保証相談一課 | 078 (393) 3909 | 神戸市中央区 |
| | 保証相談二課 | 078 (393) 3913 | 神戸市東灘区、灘区、兵庫区、北区 |
| | 保証相談三課 | 078(393)3916 | 神戸市長田区、須磨区、垂水区、西区 |
| | 調整相談一課 | 078 (393) 3915 | 神戸市東灘区、灘区、中央区、北区(返済軽減(条件変更)等に関すること) |
| | 調整相談二課 | 078(393)3924 | 神戸市兵庫区、長田区、須磨区、垂水区、西区 (返済軽減(条件変更)等に関すること) |
| 阪神事務所 | 保証相談一課 | 06(6411)4146 | 尼崎市、伊丹市 |
| | 保証相談二課 | 06(6411)4147 | 西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡 |
| | 調整相談課 | 06(6411)4156 | 阪神事務所担当地域全域(返済軽減(条件変更)等に関すること) |
| | 保証相談一課 | 079(289)3611 | 姫路市(区部を除く) |
| 姫路事務所 | 保証相談二課 | 079(289)3612 | 姫路市(区部に限る)、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、神崎郡、 揖保郡、赤穂郡、佐用郡 |
| | 調整相談課 | 079(289)3613 | 姫路事務所担当地域全域(返済軽減(条件変更)等に関すること) |
| 但馬支所 | | 0796(22)5171 | 豊岡市、養父市、朝来市、美方郡 |
| 淡路支所 | | 0799(22)4493 | 洲本市、南あわじ市、淡路市 |
| 西脇支所 | | 0795(22)6775 | 西脇市、三木市、小野市、加西市、丹波篠山市、丹波市、加東市、多可郡 |
| 加古川支所 | | 079(424)1105 | 明石市、加古川市、高砂市、加古郡 |

※創業前で営業所がない方の場合は、住所地または創業予定地を担当地域とする部署または創業準備相談窓口にご相談ください。

| 兵庫県信用保証協会 CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN | | | | | | | | |
|---|-----------------------|-------------------|-----------------------------|--|--|--|--|--|
| 本所·神戸事務所 | 〒651-0195 | 神戸市中央区浪花町62-1 本語 | 所 TEL.078-393-3900(代表)] | | | | | |
| | | 神戸 | 『事務所 TEL.078-393-3909 | | | | | |
| 阪 神 事 務 所 | ∓ 660-0881 | 尼崎市昭和通3-96 尼崎商工会調 | 議所会館3F TEL.06-6411-4133(代表) | | | | | |
| 姫 路 事 務 所 | 〒670-0965 | 姫路市東延末3-27-2 | TEL.079-289-3611 | | | | | |
| 但 馬 支 所 | 〒668-0024 | 豊岡市寿町8-7 | TEL.0796-22-5171 | | | | | |
| 淡 路 支 所 | 〒656-0025 | 洲本市本町3-1-8 | TEL.0799-22-4493 | | | | | |
| 西脇支所 | 〒677-0015 | 西脇市西脇885-27 | TEL.0795-22-6775 | | | | | |
| 加古川支所 | 〒675-0064 | 加古川市加古川町溝之口788 | TEL.079-424-1105 | | | | | |